

令和 3 年度
第 426 回山口地方最低賃金審議会

令和 3 年 8 月 5 日 (木) 11 時 00 分から
山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用第一会議室

議 題

- 1 山口県最低賃金の金額審議について
- 2 その他

資料目次

- 1 山口県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

(写)

令和3年8月5日

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史 殿

山口地方最低賃金審議会
山口県最低賃金専門部会
部会長 通山 和史

山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月28日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月5日発効の山口県最低賃金（時間額829円）は令和元年度の山口県の生活保護水準を上回っていたことを申し添える。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部会長
部会長代理

通山 和史
小林 友則
濱島 清史

(労働者代表委員)

富田 博之
藤田 英二
山本 章宏

(使用者代表委員)

阿野 徹生
奥田 宏
坂本 竜生

山口県最低賃金

- 1 適用する地域
山口県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 857円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年10月1日

山口県最低賃金と生活保護
との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 829 円
- (3) 発効日 令和元年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,784 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$829 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 117,714 \text{ 円}$$

令和3年8月5日

山口労働局長
村井完也 殿

山口地方最低賃金審議会
会長 濱島 清史

山口県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月28日付け山口労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねたが、労使の意見がまとまらず結論を見出せなかった。このため、公益委員見解を示し、採決を行った結果、賛成多数により別紙1のとおりとするとの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和元年10月5日発効の山口県最低賃金（時間額829円）は令和元年度の山口県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

山口県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む事業者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る地域別最低賃金額

1時間 857円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年10月1日

山口県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山口県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 829 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山口県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,784 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると山口県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$829 \text{ 円 (山口県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 117,714 \text{ 円}$$